

[参 考]

- 1 産業連関表の構造と見方
- 2 国民経済計算体系における産業連関表
- 3 産業連関表の沿革と我が国における作成状況
- 4 産業連関表の見直しの変遷
- 5 平成17年（2005年）産業連関表作成機関等名簿

1 産業連関表の構造と見方

1 産業連関表の構造と見方

(1) 産業連関表の構造

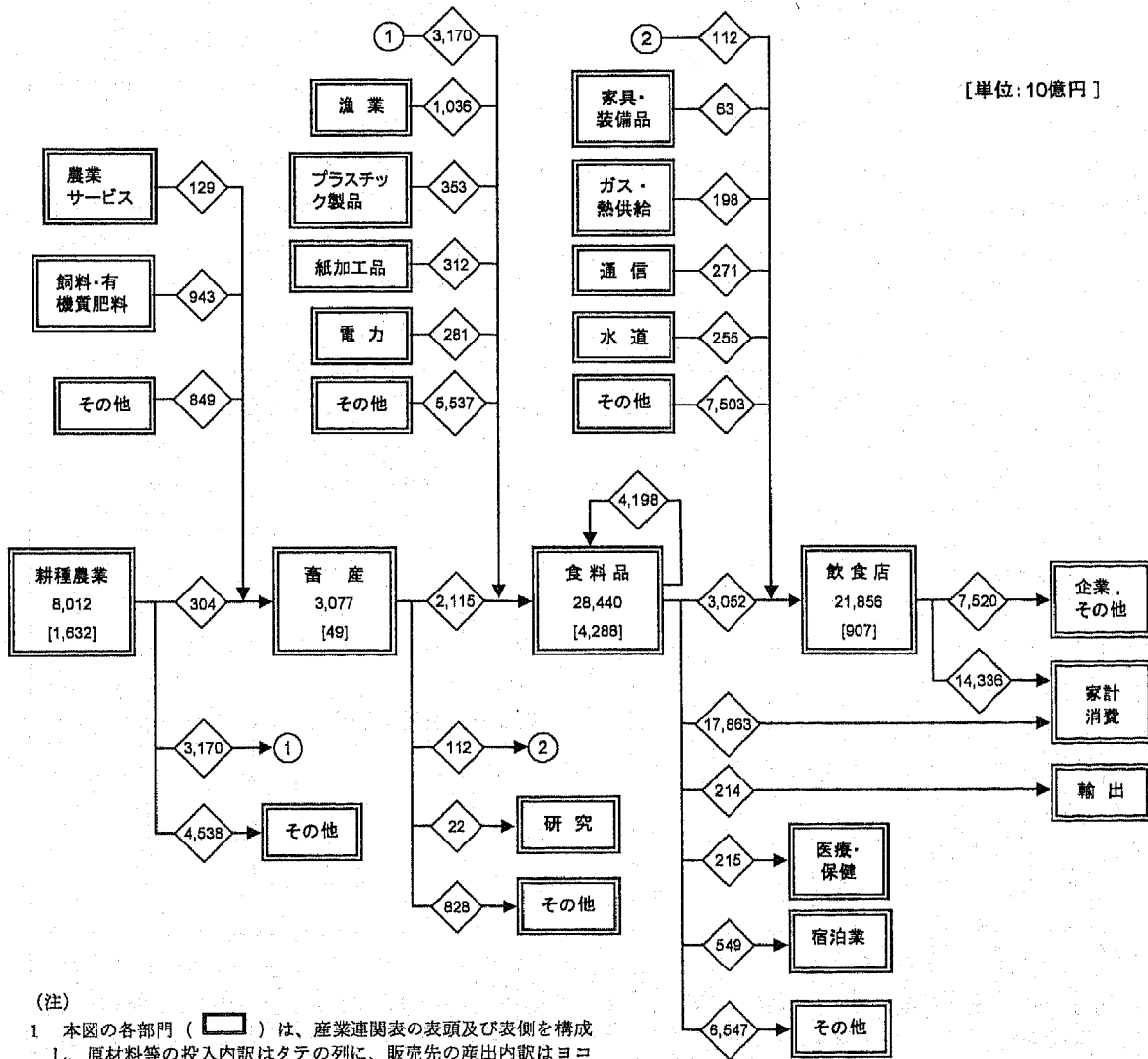
国民経済を構成する各産業部門は、相互に網の目のように結び付き合いながら生産活動を行い、最終需要部門に対して必要な財・サービスの供給を行っている。

ある一つの産業部門は、他の産業部門から原材料や燃料等を購入（投入）し、これを加工（労働・資本等を投入）して別の財・サービスを生産する。そして、その財・サービスをさらに別の産業部門における生産の原材料等として、あるいは家計部門等に最終需要として販売（産出）する。

このような「購入－生産－販売」という関係が連鎖的につながり、最終的には各産業部門から家計、政府、輸出などの最終需要部門に対して必要な財・サービス（国内ではそれ以上加工されない）が供給されて、取引は終了する。

食料関連産業を中心にこのような関連を見たのが第1図であり、各産業から原材料を購入し、完成財としての食料品を直接、又は飲食店などを通し間接的に家計、企業などの最終需要部門に対して供給している。

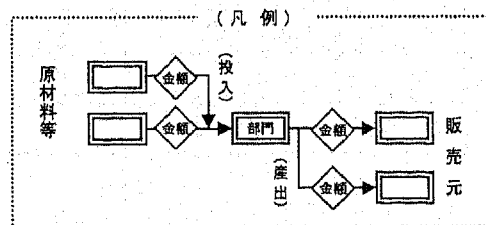
第1図 食料関連産業からみた他産業との関連



[単位: 10億円]

(注)

- 1 本図の各部門（ ）は、産業連関表の表頭及び表側を構成し、原材料等の投入内訳はタテの列に、販売先の産出内訳はヨコの行にそれぞれ計上されている。
また、 内の数値は、当該部門の総供給額及び輸入額（[]うち数）であり、その差は当該部門の国内生産額である。
- 2 は、取引の流れを示しており、数値は取引額である（輸入品の取引を含む）。
- 3 食料品部門における自部門取引は明示してあるが、それ以外の部門ではすべて「その他」に含め、明示していない。
- 4 ①及び②はそれぞれ取引の流れを意味している。
- 5 原材料等の中間投入額計と国内生産額の差は、新たに生み出された粗付加価値額（家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、間接税等）である。



産業連関表は、このようにして、財・サービスが最終需要部門に至るまでに、各産業部門間でどのような投入・産出という取引過程を経て、生産・販売されたものであるのかを、一定期間（通常1年間）にわたって記録し、その結果を第2図のような行列（マトリックス）の形で一覧表に取りまとめたものである。

ア 産業連関表の全体的な構成

産業連関表の全体的な構成を第2図で見ると、表頭には、各財・サービスの買い手側の部門が掲げられ、大きく中間需要部門と最終需要部門から成っている。このうち、「中間需要部門」は、各財・サービスの生産部門であり、各部門は生産のために必要な原材料、燃料等のいわゆる中間財の購入（買い手）部門であり、これらを加工（労働、資本等を投入）して生産活動を行っている。

また、「最終需要部門」は、具体的には消費、投資及び輸出であり、主として完成品としての消費財、資本財等の買い手である。

一方、表側には、財・サービスの売り手側の部門が掲げられ、中間投入部門と粗付加価値部門から成っている。このうち、「中間投入部門」は、中間財としての各財・サービスの供給（売り手）部門であり、各部門は、当該部門の財・サービスを各需要部門に供給している。また、「粗付加価値部門」は、各財・サービスの生産のために必要な労働、資本などの要素費用その他である。

産業連関表では、最終需要部門及び粗付加価値部門（すなわち、第2図の右及び下の突出した部分）を「外生部門」（exogenous sector）というのに対し、中間需要部門及び中間投入部門（同図中央の方形部分）を「内生部門」（endogenous sector）という。これは、外生部門の数値が他の部門とは関係なく独立的に決定されるのに対して、内生部門間の取引は、外生部門の大小によって受動的に決定されるというメカニズムの存在が前提にあるからである。

なお、産業連関表のサイズ（部門数）は、例えば、行520×列407や統合小分類190部門というように、内生部門の数によって表す。

第2図 産業連関表の構造

需要部門 (買い手)		中間需要					最終需要				輸入 (控除) C	国内 生産額 A+B-C	
		1	2	3	...	計	消	固	在	輸			計
供給部門 (売り手)		農 林 水 産 業	鉱 業	製 造 業	...	A	費	定 資 本 形 成	庫	出	B	C	A+B-C
		中 間 投 入	1 農林水産業			↑							
2 鉱業				列									
3 製造業	←		行										
計 D													
粗 付 加 価 値	雇 用 者 所 得												
	計 E												
国内生産額 D+E				↓									

生産物の販売先構成(産出)

原材料等の中間投入及び粗付加価値の構成(投入)

イ 投入及び産出の構成

産業連関表では、タテ方向の計数の並びを「列」(column)という。列には、その部門の財・サービスの生産に当たって用いられた原材料、燃料、労働力などへの支払いの内訳(費用構成)が示されており、この支払いを産業連関表では、「投入」(input)と呼んでいる。

一方、ヨコ方向の計数の並びを「行」(row)と呼ぶ。行には、その部門の財・サービスがどの需要部門でどれだけ用いられたのか、その販売先の内訳(販路構成)が示されており、この販売を「産出」(output)という。

以上のように、産業連関表は、各産業部門における財・サービスの投入・産出の構成を示していることから、「投入産出表」(Input-Output Tables (略してI-O表))とも呼ばれている。

ウ 投入と産出とのバランス

産業連関表では、列方向からみた投入額の計(国内生産額、第2図のD+E)と行方向からみた産出額の計(国内生産額、同A+B-C)とは、定義を同じくするすべての部門について完全に一致しており、この点が大きな特徴となっている。

タテ・ヨコの各部門の関係は、次のとおりである。

- ① 総供給=国内生産額+輸入額
=中間需要額計+最終需要額計=総需要
- ② 国内生産額
=中間需要額計+最終需要額計-輸入額
=中間投入額計+粗付加価値額計
- ③ 中間投入額合計=中間需要額合計
- ④ 粗付加価値額合計
=最終需要額合計-輸入額合計

なお、①及び②については、各行・列の部門ごとに成立するが、③及び④については、産業計(部門の合計)についてのみ成立する。

(2) 産業連関表の見方

産業連関表の全般的な構造をみてきたが、次に実際の計数に沿ってみていくこととしよう。

ア 簡単な数値事例による概念の整理

産業連関表は、通常、取引基本表(狭義的にこれを単に産業連関表と呼ぶ場合もある。)、投入係数表、逆行列係数表等で構成されている。

(7) 取引基本表

取引基本表は、各産業間で取り引きされた財・サービスを金額で表示したものである。まず、第1表のような極めて簡単な事例の取引基本表を想定する。

第1表 取引基本表の事例

(単位:億円)

		中間需要		最終需要	生産額
		A産業	B産業		
中間投入	A産業	30	150	120	300
	B産業	60	250	190	500
粗付加価値		210	100		
生産額		300	500		

タテ(列)方向にA産業をみると、A産業から30億円、B産業から60億円の原材料を購入し、210億円の粗付加価値を生み出すことで300億円の生産が行われたことを示す。また、A産業をヨコ(行)にみると、生産額300億円のうち原材料としてA産業及びB産業へ各々30億円及び150億円、最終需要として120億円売られ(産出され)たことを示す。なお、タテの合計(投入額合計)とヨコの合計(産出額合計)は一致し、当該産業の生産額に等しい。本表では、A産業の投入計及び産出計は300億円、B産業のそれは500億円となっている。

(イ) 投入係数表

次に、本事例から投入係数を算出する。

投入係数とは、取引基本表の中間需要の各列ごとに、原材料等の投入額を当該産業の生産額で除して得た係数であり、例えば第1表のA産業の列において投入係数を求めると、各投入額をA産業の生産額300億円で除したものとなる。言い換えれば、ある産業において1単位の生産を行う時に必要な原材料等の単位を示したものであり、これを使用することにより、産業間の連鎖を考察することも可能となる。これを産業別に一覧表にしたものが投入係数表であり、第1表の事例から算出される投入係数表は、第2表のとおりである。

(ロ) 逆行列係数表

逆行列係数とは、ある産業に対して1単位の最終需要があった場合(変化した場合)、各産業の生産が究極的にどれだけ必要となる(変化するか、すなわち、直接・間接の究極的な生産波及の大きさを示す係数であり、数学上の逆行列を求める方法で算出することからこのように呼ばれる。

第2表 投入係数表の事例

	A 産 業	B 産 業
A 産 業	0.1 $\left[= \frac{30}{300} \right]$	0.3 $\left[= \frac{150}{500} \right]$
B 産 業	0.2 $\left[= \frac{60}{300} \right]$	0.5 $\left[= \frac{250}{500} \right]$
粗付加価値	0.7 $\left[= \frac{210}{300} \right]$	0.2 $\left[= \frac{100}{500} \right]$
計	1.0 $\left[= \frac{300}{300} \right]$	1.0 $\left[= \frac{500}{500} \right]$

例えば、A産業の最終需要が1単位発生した場合、直接的にはA産業の生産を1単位増加させなければならないが、そのためにはA産業の原材料投入も増加させる必要があり、A産業が0.1、B産業が0.2生産増となる(第1次生産波及)。次に、A産業0.1及びB産業0.2の生産増のために、投入される原材料生産の増加が要求(第2次生産波及)され、さらに、このような投入係数を介しての波及が第3図のように続いていく。この究極的な総和が逆行列係数に相当し、これを第3表のように産業別に一覧表にしたものが逆行列係数表である。

また、逆行列係数は、特定部門の生産1単位をあげるのに、直接・間接に必要とされる諸産業部門の生産水準が、最終的にどのくらいになるかを算出した係数表ということもでき、この表の列和は、当該部門の需要が1単位発生したときの産業全体への波及合計に相当する。例えば本事例において、A産業に最終需要が1単位発生した場合、全体で1.795の生産波及効果を生じさせる。

一方、生産誘発の観点からは、取引基本表における最終需要が生産額を誘発したとの見方もできる。第4図のとおり、A産業の最終需要120億円によって、A産業は直接・間接に154億円(=120億円×1.282)、B産業は62億円(=120億円×0.513)の生産が誘発され、またB産業の最終需要190億円によって、A産業が146億円(=190億円×0.769)、B産業が438億円(=190億円×2.308)の生産が誘発される。

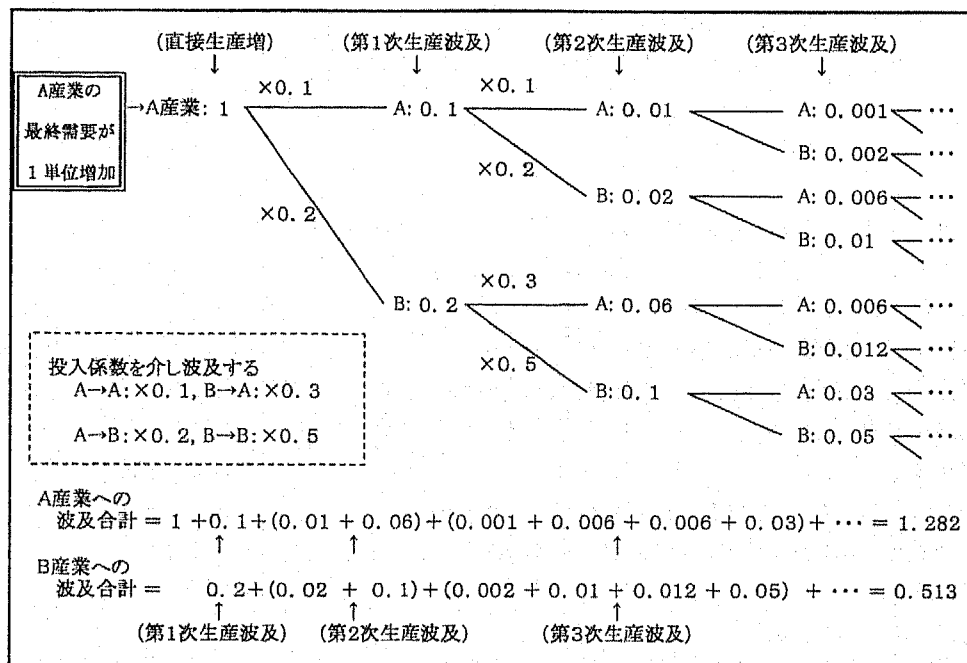
この結果として、A産業が300億円(=154億円+146億円)、B産業が500億円(=62億円+438億円)の生産をあげたのであり、第1表の生産額に一致する。

(以上、詳細は第5章を参照。)

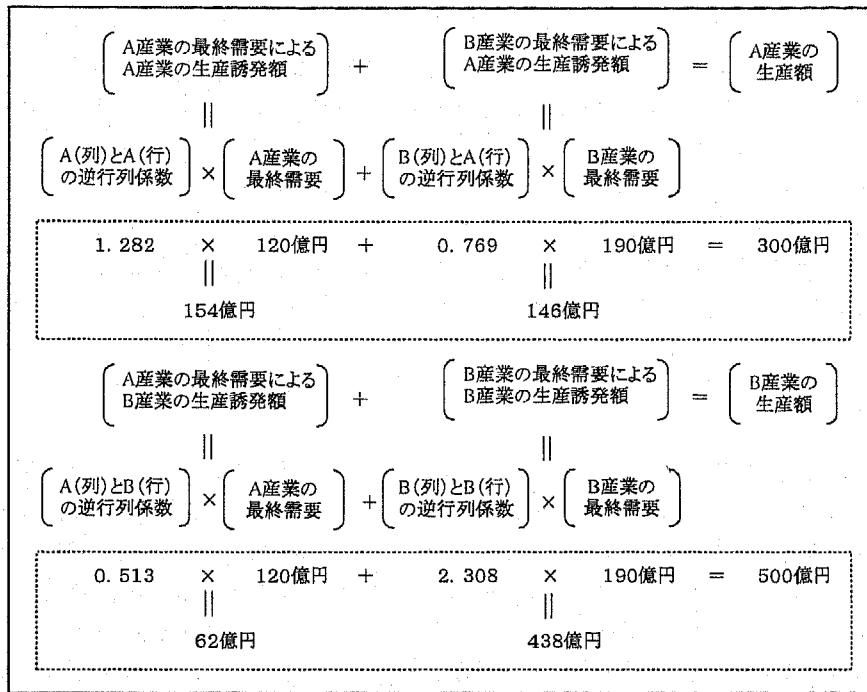
第3表 逆行列計数表の事例

	A 産 業	B 産 業
A 産 業	1.282	0.769
B 産 業	0.513	2.308
列 和	1.795	3.077

第3図 最終需要の発生と生産の波及



第4図 最終需要と生産誘発



イ 実際の産業連関表の見方

それでは、実際の産業連関表を、平成17年産業連関表の13部門表（本編第1章の第1表及び第2章〔資料2〕の各表）に即してみたい。

例えば、取引基本表（生産者価格評価表）の「03 製造業」について、これをタテ（列）方向にみていくと、国内生産額が307兆709億円であり、その生産のために総額214兆4640億円の中間投入（内生部門計）が必要なこと、また、その内訳は、農林水産業から7兆7982億円、鉱業から12兆6381億円、製造業自身から132兆4270億円等々であったことが、各マス目の数字から読み取ることができる。さらに、その生産のためには雇用者所得46兆9015億円、営業余剰14兆2065億円などを必要とし、総額として92兆6069億円の粗付加価値が新たに生み出されたことが示されている。

一方、ヨコ（行）方向に「03 製造業」を取り上げると、まず、中間需要部門に対しては輸入品を含め総額198兆7509億円（内生部門計）が販売されている。いずれも中間財としての販売であり、その内訳は農林水産業に対して2兆5636億円、製造業自身に対して132兆4270億円、建設に対して17兆9675億円等々となっている。また、最終需要部門に対しては民間消費支出に56兆8106億円、国内総固定資本形成に34兆7007億円、輸出に56兆2489億円等々であり、最終需要全体で152兆3552億円となっている。

中間需要と最終需要とを合わせた351兆1061億円が製造業に対する「総需要（需要合計）」である。これから輸入分の44兆352億円を控除した307兆709億円が製造業の国内生産分であり、列方向からみた国内生産額と一致する。

(3) 産業連関表の特徴

産業連関表は、国民経済計算体系の中で財・サービスの流れ、すなわち実物的な「モノのフロー」面の実態を明らかにするものとして位置づけられている。

1年間に生産された財・サービスのすべてが対象となり、内閣府が作成する国民経済計算では産業計のみ対象とする中間生産物についても、各産業部門別にその生産及び取引実態が詳細に記録されていることが大きな特色となっている。

ア 産業連関表の作成目的

産業連関表（取引基本表）は、約行500×列400の部門について、行方向では中間需要も含めたマクロ需給バランス表、列方向では中間投入を含めた生産技術的マクロ経営（収支）バランス表となっている。また、内生部門（中間投入・需要部門）をみれば狭義の生産技術構造あるいは経済循環を、最終需要部門や粗付加価値部門をみれば部門別所得・支出勘定の情報を得ることができる。それに加えて、付帯表等を通して各セルごとの流通マージン、輸入量等の統計も提供するなど、一つの統計表でこれだけ多くのマクロ数量情報を供給しうるものは他になく、まさに、「経済構造（経済循環）に関する情報の

率など、経済構造の特徴を読み取ることができる。

〔経済の予測〕

産業連関表から投入係数、逆行列係数などの各種係数が計算されるが、これらの係数により、投資や輸出の増加などの最終需要の変化が各財・サービスの生産や輸入にどのような影響を及ぼすかを、計数的に明らかにすることができる。これは、経済に関する各種計画や見通しの作成の際に広く用いられる方法である。

〔経済政策の効果測定〕

経済の予測と同様に、最終需要と各財・サービスの生産水準等との関係を利用して、特定の経済政策が各産業部門にどのような影響をもたらすかを分析することができる。財政支出や減税実施の波及効果の測定、公共投資の経済効果の測定などがそれである。

〔他の経済統計の基準値〕

我が国の産業連関表は、5年ごとに、あらゆる統計資料を用いて精密に作成されており、その結果は各種の経済統計において基準値として利用されている。

例えば、内閣府の「国民経済計算」の推計においては、5年ごとの基準改定に当たり、産業連関表が重要な基礎統計として活用されている。また、産業連関表の部門別付加価値額や中間需要額を利用して、「第3次産業活動指数」

（経済産業省）や「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）などの作成のためのウェイトが計算されている。さらに、毎年作成されている産業連関表の延長表（経済産業省）も、5年ごとの産業連関表を基にして、これにその後の計数の変化を加味して推計されているものである。

2 国民経済計算体系における産業連関表

2 国民経済計算体系における産業連関表

(1) 国民経済計算体系

国民経済計算体系(SNA)とは、一国の経済の生産、消費、投資というフロー面の実態や、資産、負債というストックの実態を、実物面及び金融面から体系的、統一的に記録するための包括的かつ詳細な仕組みを提示したものである。

すなわち、経済活動を「取引」、取引への参加者を「取引主体」と規定し、それぞれ商品別、目的別又は経済活動別、制度部門別等の観点から分類し、その概念を統一することにより、それまで独立的に作成されていた①産業連関表、②国民所得統計、③資金循環表、④国際収支表、⑤国民貸借対照表の五つの勘定表を相互に関連付け、その体系化を図ろうとしたものである。行列の形を用いて第4表のように表されている。

(2) 産業連関表の位置付け

第4表における第3行及び第3列は、国内活動によって生産された商品及び輸入された商品に関する勘定を表したものである。

第3行は、一定期間内における商品の産出内訳を表しており、Aは商品の生産に用いられた中間投入、Cは家

計の消費、Iは在庫の増加、Kは固定資本形成、Eは輸出である。第3列は、それら商品の供給源を表しており、Aは中間財としての国産商品、Mが輸入品、Tは輸入品に対する税である。

また、第4行及び第4列は、その主目的が商品の生産であるかどうかとは関係なく、各産業活動に関する勘定を表している。Gは政府及び対家計民間非営利団体によって生産された、市場で取引されないサービスである。Yは商品等の生産に当たって支払われた雇用者所得、営業余剰、固定資本減耗及び純間接税である。

産業連関表は、基本的には商品×商品の表であり、第3行第3列の部分行列Aが中心となる。これに最終需要部門を構成するC及びG(消費)、I及びK(投資)並びにE(輸出)、付加価値部門のY及びT並びに輸入のMが加わって全体の表が構成される。

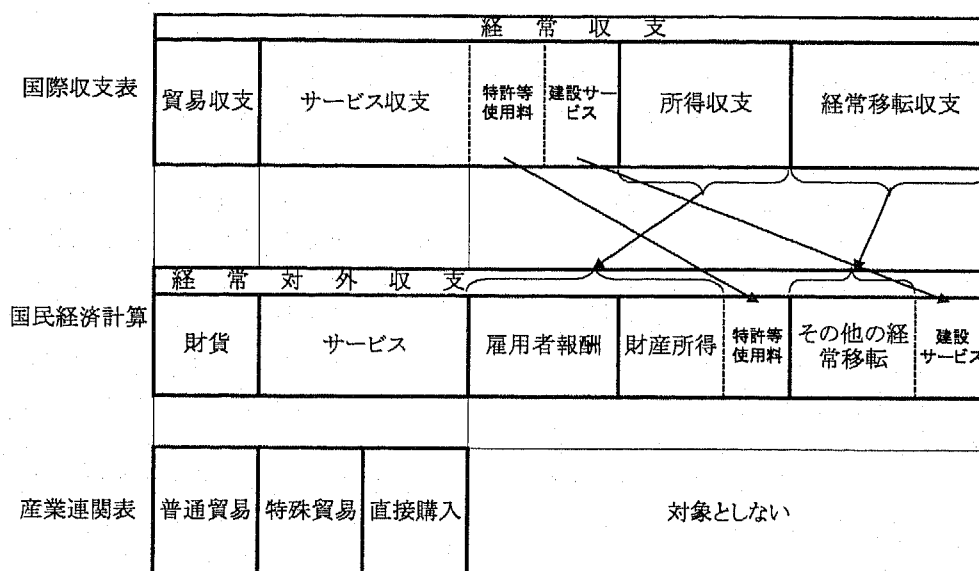
SNAでは、Vに相当する生産活動別産出表(V表)及びUに相当する生産活動別商品投入表(U表)の二つをまず作成し、これら二つの表から、産業技術仮定又は商品技術仮定を置いた上で、間接的に商品×商品のA表を作成することとしているが、我が国ではA表を直接作成し、A表をベースに事後的にV表及びU表を作成している。

第4表 国民経済計算体系の基本的役割

流出勘定		期首負債		生産消費			蓄積			海外		再評価		期末負債				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
流入勘定		金融的請求権	正味資産	商品	活動	消費財	所得及び支出	在庫品増加	固定資本形成	金融的請求権	資本調達	経常取引	資本取引	金融的請求権	正味資産	金融的請求権	正味資産	
		期首資産	1	金融的請求権														
2	有形資産(純計)																	
生産	3	商品		A	U	C		I	K			E						
	4	活動		V		G												
消費	5	消費財(消費的目的)																
	6	所得及び支出			T	Y												
蓄積	7	在庫品増加																
	8	固定資本形成																
	9	金融的請求権																
海外	10	資本調達																
	11	経常取引			M													
再評価	12	資本取引																
	13	金融的請求権																
期末資産	14	有形資産(純計)																
	15	金融的請求権																
	16	有形資産(純計)																

(注) 太枠は、産業連関表の対象となる勘定を表す。

第6図 国際収支表、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(注) 産業連関表の特殊貿易及び直接購入には一部、財が含まれる。

(3) 国民経済計算体系における産業連関表の独自の取扱い
68SNAの一環として、昭和50年(1975年)産業連関表から段階的に68SNAとの整合性が図られた。また、平成7年(1995年)産業連関表においては、93SNAの概念を部分的に取り入れ、平成12年(2000年)産業連関表でも93SNAへのさらなる対応を図るため、一部概念を変更した。

なお、平成12年10月27日に平成7年基準改定を行い93SNAに移行した「国民経済計算」と比較すると、その特性に応じて次のような産業連関表独自の取扱いが見られる。

ア 屑・副産物

産業連関表では、原則として屑・副産物の発生をマイナス投入方式で処理するため、商品別生産額に影響がない。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物を当該商品の生産額に含めている。このため、国民経済計算の商品別生産額は、産業連関表基本表の屑・副産物分(産業発生分)だけ大きくなっている。

また、産業連関表では、再生資源回収・加工処理部門を設け、回収・加工にかかる経費を計上しているが、国民経済計算では、再生資源回収・加工処理を部門として設けていない。

イ 金融の帰属利子

産業連関表、国民経済計算とも、金融業の生産活動の範囲は「手数料」と「帰属利子」(金融業の受取利子及び配当と支払利子の差額)とに定義される。産業連関表では、この帰属利子を各産業への貸出残高に応

じて配分(産出)することにより、各産業が帰属利子を中間投入するものとして取り扱っている。一方、国民経済計算では、ダミー産業として帰属利子産業を設定することにより、ダミー産業が帰属利子を一括投入するものとして取り扱っており、各産業の中間投入とはしていない。

ウ 自家輸送・事務用品・企業内研究開発

産業連関表では、作表・分析上の観点から、自家輸送(旅客自動車・貨物自動車)、事務用品を仮設部門としている(企業内研究開発は独立部門)。一方、国民経済計算では、自家輸送、事務用品及び企業内研究開発を部門として設けておらず、他の各投入部門に割り振っている。

エ 家計外消費支出

産業連関表では、家計外消費支出を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各産業の生産活動に直接必要とする経費として内生部門で取り扱っている。このため、産業連関表は国民経済計算と比べて最終需要及び粗付加価値の値が大きくなる。

オ 対外取引

産業連関表と国民経済計算における対外取引の範囲は、第6図に示すとおりである。国民経済計算は海外からの要素所得の受取と海外への要素所得の支払(雇用者報酬等)が含まれているが、産業連関表は「国内概念」であるためこれらを含まない。

(7) 関税及び輸入品に係る輸入品商品税

産業連関表では、関税及び輸入品商品税を輸入部

第5表 対応表

門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらを「生産・輸入品に課される税」（間接税）として取り扱い、付加価値部門に計上する。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することを原則としているが、その配分が困難なため一括「輸入品に課される税・関税」として付加価値部門に計上している。

(イ) 輸出入品価格

産業連関表では輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価している。

カ 消費税（投資控除）

消費税納税額については、産業連関表及び国民経済計算ともに、間接税（生産・輸入品に課される税）に含まれている。

ただし、産業連関表における消費税の表章形式は、すべての課税対象について税込みの価格で表示している（グロス表示）。

一方、国民経済計算では、我が国の消費税制度が設備投資、在庫投資について前段階課税分の控除を認めているため、投資にかかる消費税額を投資額より一括控除している（修正グロス表示）。

キ 政府手数料

産業連関表では、「政府手数料」のうち「強制的な手数料」の産業支払い分を間接税として取り扱っており（家計支払い分は経常移転のため対象外）、強制的でないもののうち産業支払い分は産業の中間投入（分類不明）、家計支払い分は家計消費として取り扱っている。一方、国民経済計算では、「政府手数料」を「財貨・サービスの購入」として取り扱っており、産業支払い分は産業の中間投入、家計支払い分は家計消費としている。

ク 中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

政府諸機関等の格付け（政府サービス、非営利サービス、産業）については、産業連関表、国民経済計算それぞれに判断基準が設けられており、これらに基づいて格付けがなされていること等から、個別の事業・機関に対する格付け結果が一部異なる。

ケ 部門名称（表章名称）の相違

国民経済計算では、平成7年基準改定における93SNAへの移行に伴って一部名称変更を行ったこともあり、第5表のとおり産業連関表とは部門名称が異なっている。

【産業連関表】	【国民経済計算】
<粗付加価値>	<国内総生産（生産側）>
雇業者所得	雇業者報酬
営業余剰	営業余剰・混合所得
資本減耗引当	固定資本減耗
間接税（除関税・輸入品商品税）	生産・輸入品に課される税
（控除）経常補助金	（控除）補助金
<最終需要>	<国内総生産（支出側）>
民間消費支出	民間最終消費支出
一般政府消費支出	政府最終消費支出
国内総固定資本形成	総固定資本形成
在庫純増	在庫品増加
輸出	財貨・サービスの輸出
（控除）輸入	財貨・サービスの輸入

(4) 93SNAへの対応

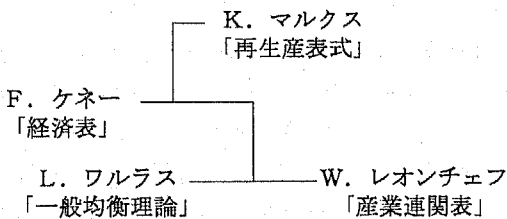
参考4(2)93SNAへの対応を参照のこと。

3 産業連関表の沿革と我が国における作成状況

3 産業連関表の沿革と我が国における作成状況

(1) 産業連関表の沿革

産業連関表は、アメリカ（以下「米国」という。）のノーベル賞受賞経済学者W. レオンチェフ博士（1906～1999；ロシアのセントペテルブルク生まれで、後に米国ハーバード大学に招聘された）が開発したものである。1931年から独力で米国経済を対象とする産業連関表の作成に着手し、1936年にその構想を「Review of Economics and Statistics」の誌上に発表したのが最初であるとされている。この産業連関表については、一般にL. ワルラス（1834～1910）の「一般均衡理論」を現実の国民経済に適用しようとする試みであり、また、F. ケネー（1694～1774）の「経済表」を米国経済について作成しようとする試みであったと評されている。



このレオンチェフの産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、米国政府労働統計局によって認められ、1941年以降は同局の援助によって発展されることとなった。その後、1944年の米国戦時生産局計画部において行われた第二次大戦後の経済予測に際して、他の分析方法によるものと比較して、産業連関分析によるものが非常に高い精度を示したため、その有用性と重要性が広く認められるようになった。このことを契機として、米国の陸海空軍を含め各官庁において、産業連関分析の理論の研究が行われることとなった。また、自由主義国、社会主義国を問わず、広く世界各国において作成され、それぞれの国の国民経済について産業連関分析が行われるようになっていく。

(2) 我が国における産業連関表の作成状況

我が国における産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現内閣府。以下同じ。）、通商産業省（現経済産業省。以下同じ。）等がそれぞれ独自に試算表として作成した昭和26年を対象年次とするものが最初である。その後、昭和30年を対象年次とするもの以降、5年ごとに、関係府省庁の共同事業として作成されるようになっていく。

ア 昭和26年（1951年）表

昭和26年を対象年次として経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ独自に作成し、昭和30年に試算表として公表したものがそれである。また、農林省（現農林水産省。以下同じ。）も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、同じように全産業を対象にしたものであるが、経済審議庁が作成した産業連関表は国民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のそれは182部門という大型の表であったことが示すように、両表は、それぞれ別個の分類と概念規定及び推計方法によって作成されたものであったため、両表の間には少なからぬ計数上の隔たりが見られた。

これは、両表の作成目的が異なっておりやむを得ない面もあるが、同一年次の経済を対象としながら、異なった二つの情報が存在することは好ましいことではない。このため行政管理庁（後の総務庁。現総務省。以下同じ。）統計審議会から、整合性のとれた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましいとの答申（昭和30年6月30日）が行われることとなった。

イ 昭和30年（1955年）表

昭和26年表が作成・公表されて以降、通商産業省は昭和29年簡易延長表及び昭和30年予備表等を作成し、また、経済企画庁も昭和28年表及び昭和30年簡易表を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用の段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象とする、より精度の高い産業連関表の作成が強く要請されることとなった。このような気運は、上記の答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、昭和32年3月には、関係府省庁による打合せ会議が開かれ、共同で産業連関表を作成するとの方針が決定されることとなった。

このため、昭和32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省及び建設省の5省庁と集計・製表を担当する総理府（現総務省）統計局を加えた6府省庁の担当者からなる作業部会（後に幹事会）が組織され、部門分類の設定及び概念・定義、生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討が行われた。その結果を踏まえて、昭和33年4月から、本格的な共同の作成作業が開始されることとなった。

作業は、昭和33年度、34年度にわたって行われたが、作業の開始に際して、対象年次を昭和30年とすることが決定された。これは、

- ① 作業が開始された昭和33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、昭和30年のもので

あったこと

② 昭和30年の経済状況が比較的正常なものであったこと

③ 国民所得統計や各種の経済指数の基準年次が、昭和30年となる見込みがあったことなどによるものである。

2か年度にわたる作業の結果として、昭和35年6月に一次表が、翌36年6月には最終表がそれぞれ公表された。

ウ 昭和35年(1960年)表

昭和30年表は、各省庁の共同作業により作成された産業連関表としては最初のものであったが、作成当時においては、その後も継続して作成していくことは必ずしも考えられていなかった。

しかし、この昭和30年表自体に、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があり、また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、所得倍增計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されるようになった。

このような状況を背景として、昭和35年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、昭和35年表以降においても、5年ごとに関係省庁による共同作業として産業連関表を作成するという現在のような体制が初めて確立された。

作業は、昭和37年度及び38年度の2か年度にわたる継続事業として実施された。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計及び製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、昭和30年表の作成に当たった省庁に加えて新たに運輸省(現国土交通省。以下同じ。)及び労働省(現厚生労働省。以下同じ。)が参加し、7省庁体制により進められることとなった。作成に当たっては、昭和30年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な基本的な統計基準表としても役立つよう、学識経験者及び関係省庁の協力の下に、作成すべき産業連関表に関する詳細な検討が行われた。

その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成され、また、部門分類と概念・定義の在り方についても長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善が加えられ、原則として日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類が採用されることとなった。

エ 昭和40年(1965年)表

昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続くものであり、なお残され

た問題について改善を図ったほかは、時系列分析が損なわれないように基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等が行われただけである。

結果表の公表は、昭和44年7月に行われ、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による行467部門×列339部門の取引基本表が初めて発表された。

また、昭和40年表の公表後、昭和35年表との時系列比較のため、初めて昭和35-40年表の接続産業連関表が作成・公表された。

オ 昭和45年(1970年)表

昭和45年表の場合も、基本的には昭和40年表の場合と同様、昭和35年表のフレームを用いて作成するという方針が踏襲されたが、その後、国際標準産業分類の改定(1968年)や68SNAの提示があったため、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善が行われた。

また、付帯表として、それまで作成されていたものに加えて、固定資本マトリックスが新たに作成された。

カ 昭和50年(1975年)表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき内生部門を①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の三つに分割したことである。これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けするとともに、これを「公務」と「非公務」に分け、それぞれに対応した取扱いが行われるようになった。

なお、昭和50年表の作成に当たって、新たに大蔵省(現財務省)、文部省(現文部科学省)、厚生省(現厚生労働省)及び郵政省(現総務省)の4省が加わり、それまでの7省庁体制から11省庁体制となった。

キ 昭和55年(1980年)表

昭和55年表は、前回の昭和50年表と比較して、生産額の増減等に伴う部門の分割・統合及び68SNAに対応した政府サービス生産者の「非公務」の概念整理を行ったこと等のほかには、特に大きな変更は加えられていない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計・製表の作業は、行政管理庁が行うこととなった。

また、結果の公表については、計数が確定した段階で、刊行物による公表を待たずに、磁気テープによる公表を行うこととなった。

ク 昭和60年(1985年)表

昭和60年表では、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業

分類が昭和59年1月に全面改訂され、昭和60年4月から施行されることとなったのに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の改定を行った。

また、基本分類に付されている部門コードを体系的に整備することとし、内生部門について全面的に改定した。

ケ 平成2年(1990年)表

平成2年表では、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなどサービス業部門の推計方法の改善を図った。物品賃貸業については、従来の原則「使用者主義」による推計を、すべて「所有者主義」による推計に改めるとともに、自家活動部門の見直しを行った。

コ 平成7年(1995年)表

平成7年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、93SNAへの勧告の趣旨を踏まえた対応と日本標準産業分類の改訂(平成5年10月)に対応した部門分類の設定を行うとともに、平成2年表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を行った。

また、消費税の納税額については、間接税に含めて

表章する方式に変更した。

サ 平成12年(2000年)表

平成12年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しながらも、93SNAへの勧告の趣旨を極力踏まえた対応を行うとともに、近年の我が国の経済社会構造を反映すべく、再生資源回収・加工処理や介護など新たな部門分類の設定を行った。

また、速報の集計においては、機械的バランス調整「ラグランジェ未定乗数法」を用いた。このことは、作業技術上の課題が残るものの、速報の早期公表の一助となった。

なお、平成12年表は、平成13年1月の中央省庁改編により、これまでの11省庁体制から総務省をはじめとする10府省庁の共同作業として実施した。

シ 平成17年(2005年)表

平成17年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に対応した部門分類の設定を行うとともに、情報通信の高度化に伴う情報通信の部門再編等を行った。

第6表 これまでの付帯表作成状況

付 帯 表	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
1 商業マージン表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 国内貨物運賃表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 輸入表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 屑・副産物発生及び投入表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 物量表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 雇用手表(生産活動部門別従業者内訳表)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 雇用手マトリックス(生産活動部門別職業別雇用手数表)				○	○	○	○	○	○	○	○
8 固定資本マトリックス				○ ストック有	○	○	○	○	○	○	○
9 産業別商品産出構成表(V表)						○	○	○	○	○	○
10 自家輸送マトリックス						○	○	○	○	○	○

4 産業連関表の見直しの変遷

4 産業連関表の見直しの変遷

我が国における全国ベースの産業連関表は、当時の経済企画庁、通商産業省及び農林省が、昭和26年(暦年)を対象に、それぞれ単独で作成したことに始まり、以後、昭和30年からは5年ごとに関係省庁の共同事業として作成してきている。

今回の平成17年表は府省庁共同のものとしては第11回目のものとなる。

(1) 部門の取扱いなど経年別相違点の主なもの

これまでに作成してきた産業連関表は、第8表のとおり、部門分類、各部門の概念・定義などで相違がある。平成17年表でも採り入れている取扱いのうち、主なものは以下のとおりである。

ア 昭和35年表以降、①生産者価格評価表の他に購入者価格評価表を追加作成、②家計外消費支出を外生部門として扱う、③関税を輸入品目別にマイナス計上するなど、その取扱いを変更した。また、昭和50年表以降では、輸入を国産品と輸入品を区別しない「競争・非競争混合輸入型」に表形式を変更した。

イ 平成17年表においては、平成14年3月改訂の日本標準産業分類を踏まえつつ、「インターネット附随サービス」部門の新設や「石炭」の国内生産額の減少を受けて「石炭」単独部門を「原油・天然ガス」に統合し「石炭・原油・天然ガス」とするなど経済構造の変化を的確にとらえるための見直しを行なった。

(注) 昭和26年表から平成17年表までの主な相違点は第8表を参照されたい。

なお、変更点は第4章第2節2(2)「部門分類の変更等」に記述しており、第9章「部門別概念・定義・範囲」の変更点を第9表に集約している。

(2) 93SNAへの対応

ア 平成7年表では、①消費概念について最終消費支出(誰が支払ったか)と現実最終消費(誰が便益を享受したか)の2元化を導入、②動植物の育成成長分の取扱いとして資本用役を提供しない1回だけ産出物を生産する動植物として「肉用牛」、「魚介類」、「花木」を仕掛品在庫として計上(「育林」については平成2年表から対応済み)、また、複数回産出物を生産する動植物のうち、専門的業者が産出する「軽種

馬」についても仕掛品在庫として計上、③民間転用可能な固定資本の導入については、自衛隊の空港、ドック、病院等に加えて事務用機器も固定資本として計上、④無形固定資産の生産資産への取り込みとして「鉱物探査」を「その他の対事業所サービス」部門の固定資本形成として計上するとともに「受注ソフトウェア」を固定資本形成とした。

イ 平成12年表では、①全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プロダクツ(家計で使用するものを除く)を固定資本形成に産出、②道路、ダム等の社会資本減耗について計算を行い一般政府消費支出に産出した。

ウ 平成17年表においては、①FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)の導入、②ファイナンス・リースの取扱い、③インハウスソフトウェアの固定資本形成への計上の3点について検討したが、いずれも現状では統計環境が整っていない状況にあり、具体的な部門推計を行なうことが困難であると見られ、平成17年表では導入していない。

(注) 93SNAについては、第3章第3節「1基本方針の決定」の注書きを参照。

第7表 我が国産業連関表における経年別主要相違点

	昭和26年表	昭和30年表	昭和35年表	昭和40年表	昭和45年表	昭和50年表
基本分類表の内生部門数及び作成体制	行9×列9 (経済審議庁) 行182×列182 (通商産業省) 行62×列62 (農林省)	行310×列278 行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、建設省の5省庁で作成を開始。	行453×列339 新たに運輸省及び労働省が加わり、7省庁体制となった。	行467×列339	行541×列405	行554×列405 新たに大蔵省、文部省、厚生省及び郵政省が加わり、11省庁体制になった。
自部門内取引の取扱い	自部門内取引はすべて計上するのを原則とする。	生産額のすべてが自部門内で消費されるされる部品、中間製品については自部門内取引は捨象し、その他のものについて自部門内取引をも計上するのを原則とする。	昭和30年表に同じ。	昭和30年表に同じ。	昭和30年表に同じ。	昭和30年表に同じ。
屑及び副産物の取扱い	屑・副産物については原則としてトランスファー方式による。通商産業省は屑については屑部門を設けて処理している。	昭和26年表に同じ。	屑、副産物の両方も原則としてストーン方式によっている。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
価格評価	生産者実際価格評価	生産者統一価格評価	生産者実際価格評価他に購入者実際価格表もある。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
輸入の取扱い	競争、非競争混合輸入	昭和26年表に同じ。簡易推計による非競争方式の表もある。	競争輸入他に非競争輸入方式の表もある。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	競争・非競争混合輸入型(非競争型は代表的な輸入品のみ)
家計外消費支出の取扱い	内生部門として取り扱っている。	昭和26年表に同じ。	外生部門として取り扱っている。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
官公立学校病院等のサービスの扱い	いったん産業扱いとし、産出先は政府消費支出として処理している。	いったん産業扱いとし、産出先は家計消費支出として処理している。	いったん産業扱いとし、産出先は政府消費支出として処理している。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	家計の支払い分(移転支出を含む)は家計消費支出とし、残りは政府消費支出とする。
政府活動の取扱い	政府消費支出として一括計上している。	昭和26年表に同じ。	内生部門として公務部門(付加価値項目のみ計上)を設け公務部門から政府消費支出に一括して配分している。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。ただし、付加価値項目のほか中間消費項目も計上している。
金融機関の帰属サービスの扱い	金融機関の帰属サービスは便宜上、すべて家計が負担するものとして処理している。	昭和26年表に同じ。	金融機関の帰属サービスは、これを貯金者が受けるものとし、産業及び家計に配分している。	昭和35年表に同じ。ただし、金融の交点には配分しなかった。	当座貯金者にまず配分し、残りを貸し付け先である産業及び家計の貸し付け残高に比例して配分。金融の交点には配分しない。	昭和45年表に同じ。ただし、最終需要部門には配分しない。金融部門と金融部門の交点に配分する。
再輸出入の取扱い	輸出入額には、再輸出入も含んでいる。	昭和26年表に同じ。	再輸出入分は輸出入額から排除している。	輸出入額には、再輸出入分を含む(再輸出入額の品目別把握は資料上不可能なため)。	再輸出入分のうち品目別把握のできる船舶については輸出入額から排除。品目が明らかでないものは輸出入及び輸入の分類不明に計上。	昭和45年表に同じ。
関税の取扱い	関税は間接税に含め、一括して家計に配分している。	昭和26年表に同じ。	関税は輸入品の品目別に分割して表の列部門にマイナス計上し輸入品消費部門が負担する形式をとっている。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
その他					68 SNAへの対応	

昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
行541×列406 (農林省が農林水産省に改称。)	行529×列408 (行政管理庁が総務庁に改組。)	行527×列411	行519×列403	行517×列405 平成13年1月の中央省庁組織改編以降は、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業となる。	行520×列407
昭和30年表に同じ。 ただし、農林漁家の生産については、自給・販売を問わず格付け。	昭和55年表に同じ。	昭和55年表に同じ。	昭和55年表に同じ。	昭和55年表に同じ。	昭和55年表に同じ。
昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	平成7年表までマイナス投入方式で取り扱っていたものについては、再生資源回収・加工処理部門へ迂回する方式へ変更。	再生資源回収・加工処理部門には屑・副産物の回収及び加工に係る経費のみを計上。平成7年表まで同様に、マイナス投入方式によって計上。
昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。
昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。 (医療については産業扱いとなった。)	平成7年表に同じ。	平成7年表に同じ。
昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。	昭和50年表に同じ。 政府の最終消費支出を集約的消費支出と個別的消費支出に分割。	平成7年表に同じ。 政府の社会資本減耗分を新たに計上。	平成12年表に同じ。
昭和50年表に同じ。 貸し付け利息も帰属利子も産業部門に中間消費される。	昭和55年表に同じ。	昭和56年表に同じ。 住宅ローンを住宅賃貸料と金融の交点に計上。	平成2年表に同じ。 ノンバンクを新たに推計し、家計分を分類不明に計上。	平成7年表に同じ。	平成7年表に同じ。
昭和45年表に同じ。	昭和45年表に同じ。	昭和45年表に同じ。	品目別把握が可能な船舶は、再輸出入合計額を輸出、輸入の両総額から控除。これ以外は、再輸出額を輸出総額より、再輸入額を輸入総額より、それぞれ控除。	平成7年表に同じ。	平成7年表に同じ。
昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
		消費税納税額相当分を営業余剰に計上。	93 S N Aへの対応。 消費税納税額相当分を間接税に計上。	93 S N Aへの対応。	

第8表 部門の変更点一覧表

コード	部門名	変更点
0113 -02 -001	野菜(施設) 野菜	平成12年表の列・行部門「1119-09、1119-099その他の食料品」に含まれていたもやしを本部門に統合。
0711 -01 -011 -012 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	生産額減少のため、平成12年表の列部門「0711-01石炭」と「0721-01原油・天然ガス」を統合し、コード及び名称を「0711-01石炭・原油・天然ガス」に変更。 平成12年表の行部門コード「0721-011原油」及び「0721-012天然ガス」を「0711-012原油」、「0711-013天然ガス」に変更。
1811 -01 -011	パルプ パルプ	平成12年表の行部門「1811-012P古紙」を、他の屑仮設部門と表現を合わせるため本部門から分割。
1119 -09 -099	その他の食料品 その他の食料品	平成12年表において、本部門に含まれていたもやしを「0113-02野菜(施設)」、「0113-001野菜」に統合。
1811 -21P	古紙	他の屑仮設部門と表現を合わせるため、平成12年表の「1811-01パルプ」から行部門「1811-012P古紙」を分割し単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P古紙」に変更。
1821 -09 -099	その他の紙製容器 その他の紙製容器	平成12年表において本部門に含まれていたソリッドファイバー・パルカナイズドファイバー製品は、日本標準産業分類の改訂により「1829-09、-099その他のパルプ・紙・紙加工品」に統合。
1829 -09 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品 その他のパルプ・紙・紙加工品	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表において本部門に含まれていたブックバイディングクロスを、「1813-02、-021塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・パルカナイズドファイバー製品を本部門に統合。
1832 -02 -021	塗工紙・建設用加工紙 塗工紙・建設用加工紙	平成12年表において「1829-09、-099その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていたブックバイディングクロスは、日本標準産業分類の改訂により、本部門に統合。
1911 -01 -011	印刷・製版・製本 印刷・製版・製本	平成12年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。
3019 -01 -011	ポンプ及び圧縮機 ポンプ及び圧縮機	平成12年表の列・行部門「3019-01、-011ポンプ及び圧縮機」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051真空装置・真空機器」に分割特掲。
3019 -09 -099	その他の一般産業機械及び装置 その他の一般産業機械及び装置	平成12年表の「3019-09、-099その他の一般産業機械及び装置」のうち真空装置・真空機器については「3029-05、-051真空装置・真空機器」に分割特掲。
3021 -01 -011	建設・鉱山機械 建設・鉱山機械	平成12年表の列・行部門「3021-01、-011建設・鉱山機械」のうち農業用トラクタ及び同部分品・取付具・付属品については、「3029-01、-011農業用機械」に統合。
3022 -01 -011	化学機械 化学機械	平成12年表の列・行部門「3022-01、-011化学機械」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051真空装置・真空機器」に分割特掲。
3029 -01 -011	農業用機械 農業用機械	平成12年表の列・行部門「3021-01、-011建設・鉱山機械」のうち農業用トラクタ及び同部分品・取付具・付属品を本部門に統合。
3029 -02 -021	繊維機械 繊維機械	平成12年表の列・行部門「3031-09、-099その他の一般機械器具及び部品」のうち毛糸手編機械を本部門に統合。
3029 -03 -031	食品機械・同装置 食品機械・同装置	平成12年表の列・行部門「3029-03、-031食料品加工機械」を「食品機械・同装置」に名称変更。
3029 -05 -051	真空装置・真空機器 真空装置・真空機器	日本標準産業分類の改定により、本部門を新設。 平成12年表の列・行部門「3019-01、-011ポンプ及び圧縮機」、「3019-09、-099その他の一般産業機械及び装置」、「3022-01、-011化学機械」及び「3029-09、-099その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については本部門に分割特掲。
3029 -09 -091 -099	その他の特殊産業用機械 製材・木材加工・合板機械 その他の特殊産業用機械(除別)	平成12年表の行部門「3029-091製材・木工・合板機械」を「製材・木材加工・合板機械」に名称変更。 平成12年表の列・行部門「3029-09、-099その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051真空装置・真空機器」に分割特掲。
3031 -09 -099	その他の一般機械器具及び部品 その他の一般機械器具及び部品	平成12年表の「3031-09、-099その他の一般産業器具及び部品」のうち毛糸手編機械を「3029-02、-021繊維機械」に統合。
3211 -01 -011 -012	回転電気機械 発電機器 電動機	平成12年表のコード「3411-01、-011~012」を「3211-01、-011~012」に変更。
3211 -02 -021	変圧器・変成器 変圧器・変成器	平成12年表のコード「3411-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。
3211 -03 -031	開閉制御装置及び配電盤 開閉制御装置及び配電盤	平成12年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。

コード	部門名	変更点
3211 -04 -041	配線器具 配線器具	平成12年表のコード「3421-04、-041」を「3211-04、-041」に変更。
3211 -05 -051	内燃機関電装品 内燃機関電装品	平成12年表のコード「3421-05、-051」を「3211-05、-051」に変更。
3211 -09 -099	その他の産業用電気機器 その他の産業用電気機器	平成12年表の列・行部門「3411-09、-099 その他の産業用重電機器」のコード及び名称を「3211-09、-099その他の産業用電気機器」に変更。
3221 -01 -011	電子応用装置 電子応用装置	平成12年表のコード「3331-01、-011」を「3221-01、-011」に変更。
3231 -01 -011	電気計測器 電気計測器	平成12年表のコード「3332-01、-011」を「3231-01、-011」に変更。
3241 -01 -011	電球類 電球類	平成12年表のコード「3421-03、-031」を「3241-01、-011」に変更。
3241 -02 -021	電気照明器具 電気照明器具	平成12年表のコード「3421-01、-011」を「3241-02、-021」に変更。
3241 -03 -031	電池 電池	平成12年表のコード「3421-02、-021」を「3241-03、-031」に変更。
3241 -09 -099	その他の電気機械器具 その他の電気機械器具	平成12年表のコード「3421-09、-099」を「3241-09、-099」に変更。
3251 -01 -011	民生用エアコンディショナ 民生用エアコンディショナ	平成12年表のコード「3212-01、-011」を「3251-01、-011」に変更。
3251 -02 -021	民生用電気機器(除エアコン) 民生用電気機器(除エアコン)	平成12年表のコード「3212-02、-021」を「3251-02、-021」に変更。
3311 -01 -011	ビデオ機器 ビデオ機器	平成12年表のコード「3211-03、-031」を「3311-01、-011」に変更。
3311 -02 -021	電気音響機器 電気音響機器	平成12年表のコード「3211-01、-011」を「3311-02、-021」に変更。
3311 -03 -031	ラジオ・テレビ受信機 ラジオ・テレビ受信機	平成12年表のコード「3211-02、-021」を「3311-03、-031」に変更。
3321 -02 -021	携帯電話機 携帯電話機	平成12年表において、本部門に含まれていた自動車電話を分割し、「3321-03、-031無線電気通信機器(除携帯電話機)」に統合。
3321 -03 -031	無線電気通信機器(除携帯電話機) 無線電気通信機器(除携帯電話機)	平成12年表において「3321-02、-021携帯電話機」に含まれていた自動車電話を本部門に統合。
3331 -01 -011	パーソナルコンピュータ パーソナルコンピュータ	平成12年表のコード「3311-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。
3331 -02 -021	電子計算機本体(除パソコン) 電子計算機本体(除パソコン)	平成12年表のコード「3311-02、-021」を「3331-02、-021」に変更。
3331 -03 -031	電子計算機付属装置 電子計算機付属装置	平成12年表のコード「3311-03、-031」を「3331-03、-031」に変更。
3411 -01 -011	半導体素子 半導体素子	平成12年表のコード「3341-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。
3411 -02 -021	集積回路 集積回路	平成12年表のコード「3341-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。
3421 -01 -011	電子管 電子管	平成12年表のコード「3359-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。
3421 -02 -021	液晶素子 液晶素子	平成12年表のコード「3359-02、-021」を「3421-02、-021」に変更。
3421 -03 -031	磁気テープ・磁気ディスク 磁気テープ・磁気ディスク	平成12年表のコード「3359-03、-031」を「3421-03、-031」に変更。
3421 -09 -099	その他の電子部品 その他の電子部品	平成12年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

コード	部門名	変更点
3629 -09 -091	その他の輸送機械 産業用運搬車両	平成12年表の列・行部門「3629-09、-091 産業用運搬車両」のうち、建設用ショベルトラックについては、「3021-01、-011建設・鉱山機械」に分割、統合。
3911 -01 -011	がん具 がん具	平成12年表の列・行部門「3911-01、-011玩具」を「がん具」に名称変更。
3921 -01 -011	再生資源回収・加工処理 再生資源回収・加工処理	平成12年表においては、発生した屑・副産物は、本部門に投入し本部門の生産額に含めていたが、平成17年表では、本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。
7161 -01 -011	貨物利用運送 貨物利用運送	法改正のため、平成12年表の列・行部門「7161-01、-011貨物運送取扱」を「7161-01、-011貨物利用運送」に名称変更。
7311 -01 -011	郵便・信書便 郵便・信書便	民間事業者による信書送達の活動を追加し、平成12年表の「7311-01郵便」を「郵便・信書便」に名称変更。
7331 -01 -011 -012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス	平成12年表のコード「8512-01、-011～012」を「7331-01、-011～012」に変更。
7341 -01 -011	インターネット附随サービス インターネット附随サービス	日本標準産業分類の改訂により、本部門を新設。平成12年表の「7312-03その他の電気通信」のうち、サーバーホスティングサービスについては本部門に分割特掲。
7351 -01 -011	映像情報制作・配給業 映像情報制作・配給業	平成12年表の列・行部門「8611-01、-011映画・ビデオ制作・配給業」を「7351-01、-011映像情報制作・配給業」にコード及び名称変更。
7351 -02 -021	新聞 新聞	平成12年表のコード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。
7351 -03 -031	出版 出版	平成12年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。
7351 -04 -041	ニュース供給・興信所 ニュース供給・興信所	平成12年表のコード「8512-02、-021」を「7351-04、-041」に変更。
8513 -01 -011	貸自動車業 貸自動車業	平成12年表のコード「8514-01、-011」を「8513-01、-011」に変更。
8313 -05 -051	社会福祉（産業） 社会福祉（産業）	保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社・有限会社等により認められたことにより、本部門を新設。
8514 -10 -101	自動車修理 自動車修理	平成12年表のコード「8515-10、-101」を「8514-10、-101」に変更。
8515 -10 -101	機械修理 機械修理	平成12年表のコード「8516-10、-101」を「8515-10、-101」に変更。
8519 -04 -041	労働者派遣サービス 労働者派遣サービス	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の改正（平成16年3月1日施行）のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。
8521 -01 -011 -012 -013 -014 -015	物品賃貸業（除貸自動車） 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業 建設機械器具賃貸業 電子計算機・同関連機器賃貸業 事務用機械器具（除電算機等）賃貸業 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	平成12年表のコード「8513-01、-011～015」を「8512-01、-011～015」に変更。
8611 -02 -021	興行場（除別掲）・興行団 興行場（除別掲）・興行団	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表の列・行部門「8611-03、-031劇場・興行場」と「8611-07、-071興行団」を本部門に統合。
8611 -03 -031	遊戯場 遊戯場	平成12年表のコード「8611-04、-041」を「8611-03、-031」に変更。
8611 -04 -041	競輪・競馬等の競走場・競技団 競輪・競馬等の競走場・競技団	平成12年表のコード「8611-05、-051」を「8611-04、-041」に変更。
8611 -05 -051	スポーツ施設提供業・公園・遊園地 スポーツ施設提供業・公園・遊園地	平成12年表のコード「8611-06、-061」を「8611-05、-051」に変更。

コード	部門名	変更点
8611 -09 -099	その他の娯楽 その他の娯楽	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表において本部門に含まれていた「宝くじ売りさばき業」を分割し、「8619-09、-099その他の対個人サービス」に統合。
8613 -01 -011	宿泊業 宿泊業	平成12年表の列・行部門「8613-01、-011旅館・その他の宿泊所」を「宿泊業」に名称変更。
8614 -01 -011	洗濯業 洗濯業	平成12年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類8291「洗剤・染物業」を分割し、「8614-09、-099その他の洗濯・理容・美容・浴場業」部門に統合。
8614 -02 -021	理容業 理容業	平成12年表のコード「8619-02、-021」を「8614-02、-021」に変更。
8614 -03 -031	美容業 美容業	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表で本部門に含まれていた「美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードック」を分割し、「8614-09、-099その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。
8614 -04 -041	浴場業 浴場業	平成12年表のコード「8619-04、-041」を「8614-04、-041」に変更。
8614 -09 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	日本標準産業分類の改訂により、新設された産業小分類829「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」（洗剤・染物業を含む）を新設部門とする。
8619 -01 -011	写真業 写真業	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表において本部門に含まれていた「写真現像・焼付業」を分割し、「8619-09、-099その他の対個人サービス」に統合。また、平成12年表のコード「8619-05、-051」を「8619-01、-011」に変更。
8619 -02 -021	冠婚葬祭業 冠婚葬祭業	平成12年表のコード「8619-06、-061」を「8619-02、-021」に変更。
8619 -03 -031	各種修理業（除別掲） 各種修理業（除別掲）	平成12年表のコード「8619-07、-071」を「8619-03、-031」に変更。
8619 -04 -041	個人教授業 個人教授業	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表の列・行部門「8619-08、-081個人教授所」を「個人教授業」に名称変更。また、平成12年表のコード「8619-08、-081」を「8619-04、-041」に変更。
8619 -09 -099	その他の対個人サービス その他の対個人サービス	日本標準産業分類の改訂により、平成12年表において「8619-05、-051写真業」に含まれていた「写真現像・焼付業」及び「8611-09、-099その他の娯楽」に含まれていた「宝くじ売りさばき業」を本部門に統合。

5 平成17年（2005年）産業連関表作成機関等名簿

5 平成17年（2005年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

所 属
総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省大臣官房統計情報部長
農林水産省大臣官房長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長
国土交通省総合政策局情報政策本部長（※2）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

(2) 産業連関主管課長会議

所 属
総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
農林水産省大臣官房情報評価課情報分析・評価室長（※1）
経済産業省経済産業政策局調査統計部参事官（経済解析室長）
国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長（※2）
国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室長（※2）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

※1 平成20年8月1日変更

※2 平成20年10月1日変更